

生活衛生とっとり

編集・発行

(財)鳥取県生活衛生営業
指導センター
鳥取市大榎町13-1
TEL 0857(29)8590
FAX 0857(29)8591
E-mail:tottoricenter@seiei.or.jp
URL:http://www.seiei.or.jp/tottori/



鳥取しゃんしゃん祭

8月10日(金) すずっ子踊り

8月11日(土) 一斉傘踊り

8月12日(日) 花火大会



あいさつ

鳥取県知事 平井伸治

生活衛生営業関係の皆様には、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

私は、鳥取新時代を切り開くための「次世代改革」に県民の皆様とともに取り組むことをお約束して、このたび知事に就任させていただきました。早速その実現へ向けて、県庁に次世代改革推進本部を設け、具体的な取組に着手したところです。

現在、景気は回復していると言われてはいますが、地方においてその実感はなく、大都市と地方の経済格差が顕著となっています。新時代の力強い鳥取県づくりのためには、今まで以上に経済振興に重点を置く必要があると考えています。皆様方の生活衛生関係営業は、県民の日常生活に密着したサービスの提供を担われており、活力ある地域づくりに欠かせない業界であります。

皆様には、社会的貢献が期待されるこの業界の発展に積極的に取り組まれ、鳥取県の目指す改革の中で重要な役割を担っていただくことを期待しています。

なかでも、環境先進県に向けた取組としての鳥取県版環境管理システムの認定制度については、皆様に大いに貢献していただいています。この制度では、Ⅰ種からⅢ種まで含めて現在280余の認定施設がありますが、そのうち生活衛生関係営業の事業所が200近くを占めていることは、特筆すべきことです。県の重要政策に中核となって御協力いただいていることに対し、感謝申し上げますとともに、今後も環境推進活動に積極的に取り組み、環境先進県への取組をリードしてくださるようお願いいたします。

また、本年は10月11日から14日までの間、米子市をメイン会場として「全国和牛能力共進会鳥取県大会」が開催されます。愛称を「和牛博覧会 in とっとり」といい、全国各地から多くの皆さんがいらっしゃいます。この機会に、全国に向けて鳥取県の豊かな食・自然・文化など様々な魅力を発信し、鳥取ブランドを確立したいと思いますので、皆様におかれましても、格別の御協力をお願いします。

終わりに、生活衛生関係営業の今後ますますの御発展と皆様方のますますの御健勝を祈念しまして、ごあいさつとします。

受賞おめでとうございます



◆鳥取県知事表彰

北島 巧嗣	自由時間	(すし商)	米子市
大森 和夫	うろこ	(飲食業)	鳥取市
中田 正人	旬梅乃井	(飲食業)	鳥取市
門村 英明	喫茶 泉	(喫茶業)	倉吉市
中原健太郎	中原商店	(食肉販売業)	八頭町
香西 武	理容セブン	(理容業)	鳥取市
山本美智代	美容室ボヌール	(美容業)	米子市
藤井 享	花屋別館	(旅館ホテル)	三朝町
柴野 憲史	皆生菊乃家	(旅館ホテル)	米子市
梅谷 勝	永楽屋クリーニング店	(クリーニング)	境港市

平成19年2月20日、県庁第二応接室での表彰状の授与に際し、知事からこれまでの功績への感謝と、今後の活躍に期待する旨の挨拶がありました。

◆鳥取県生活衛生営業指導センター理事長表彰

大塚 必勝	小 舟	(すし商)	倉吉市
森 源吾	ことぶき	(すし商)	鳥取市
倉光 誠司	倉吉ナショナル会館	(飲食業)	倉吉市
山根富士子	浪花	(飲食業)	倉吉市
吉田 郁江	居酒屋楽只亭	(飲食業)	鳥取市
谷本 一憲	アリエス・カヴァーナ	(飲食業)	鳥取市
山本 清美	ひさご家	(飲食業)	鳥取市
原 勝之	弁多津	(飲食業)	鳥取市
瀬山 一夫	一力寿司	(飲食業)	境港市
足立 一彦	アダチ理容室	(理容業)	境港市
伊達 雅英	ヘアーサロンHANDS	(理容業)	倉吉市
米花佐代子	ビューティサロン米花	(美容業)	鳥取市
提嶋 富子	美容室おしゃれはうす	(美容業)	米子市
宇田川英二	皆生つるや	(旅館ホテル)	米子市
樋口 稔起	美章苑	(旅館ホテル)	倉吉市
川嶋 清	川嶋クリーニング店	(クリーニング)	鳥取市
吉田 政子	大学屋クリーニング店	(クリーニング)	鳥取市

各組合の総会の席上で、各組合理事長から伝達されました。

今後ますますのご活躍を祈念申し上げます

生活衛生営業経営特別相談員

(任期 平成20年3月31日まで)

業種	氏名	自宅電話	営業所名	業種	氏名	自宅電話	営業所名
すし商	亀井 理	0858-22-2778	万よし	理容	矢田寿美男	0857-53-2636	矢田理容所
	山根 信雄	0857-53-3011	やぐら寿し		中澤 信博	0857-24-3496	ヘアサロンガワ
	白根 勲	0859-33-9134	両国鮎支店		荒木 文仁	0858-34-2132	あらしき理容所
	江角 治男	0858-26-2628	味佳		権田 薫	0859-32-5851	ヘアサロンアム
飲食	古澤 清昭	0857-29-5180	満り子	美容業	森本 繁	0857-23-0929	美保美容室
	鈴木 照久	0857-24-8790	ラ・セーヌ		谷本 栄二	0858-26-4260	ビューティサロンパール
	澤 征志郎	0857-23-2056	ブーケ	松崎 弘法	0859-24-4543	カットショップ ch.2	
	田村 喜好	0858-22-3756	志げ好	旅館ホテル	山本 潤一	0857-72-1515	佛明石家
	香川 洋子	0859-33-4029	柳の木		青木 行弘	0858-35-3311	ゆの宿 彩香
小谷 澄男	0859-72-1221	(有)倶楽部ハウス	大野 宗一		0859-33-9365	旬ホテル銀雅	
喫茶業	瀬山 一夫	0859-42-3911	一力寿司	公衆浴場	小谷 靖之	0857-22-7615	(有)元湯温泉
	博田 保子	0857-22-9734	COTTON CLUV		牧田慎太郎	0858-23-2093	大社湯
食肉	平田 瑩壹	0857-29-1151	へ二屋喫茶店	クリーニング	井上 直敏	0859-34-2001	弁天湯
	中澤 朱美	0857-27-7730	鳥ヶ島		福田 高明	0857-53-4221	(有)福喜屋クリーニング
	木谷 実男	0857-24-1419	(有)木谷精肉店		秋月 功	0858-22-5326	秋月クリーニング店
					亀井 洋一	0859-22-2879	(有)亀井クリーニング

一般会計事業

1 経営相談・指導及び苦情相談

生衛業者に対する経営の合理化、衛生水準の向上、営業全般に関する相談・指導及び利用者・消費者の苦情等に応じます。また、地域に出かけて地区相談、連絡会議等を開催します。

・地区相談・連絡会議

東部生活環境局	7月下旬	12月上旬
中部生活環境局	8月下旬	2月上旬
西部生活環境局	9月上旬	3月上旬
日野福祉保健局	9月上旬	

・融資相談（3地区で開催）

7月上旬、11月上旬

※支部の総会、役員会、地区の会合等への出席や個別の相談等も要請を受けて対応します。

2 生活衛生融資の相談と活用促進

生衛業者に有利な無担保、無保証の小企業設備改善融資や振興事業融資等の貸付制度の相談・指導と活用促進を図ります。

3 税務相談

税制・税務及び簿記・記帳等に関し、研修会（8月上旬 2月上旬）を開催します。

4 特相員の研修

経営特別相談員の資質と実務力の向上を図るため東・中・西のブロック毎に研修会を開催します。

5 経営基盤の支援（環境取組み）

業界の環境配慮への意識の向上を図り、「鳥取県版環境管理システムⅢ種」の認定取得を目指して実践活動へと進めていきます。

- ・環境取組み検討会 7月上旬
- ・環境学習会 希望により随時

6 広報活動

全国センターを中心としたネットワークを活用して情報を蓄積し、ホームページでの情報提供と広報紙「生活衛生とっとり」を7月と1月に発行します。

7 生衛業再生支援特別研修

組合役員、特相員等を対象に、経営改善等に関する専門的な知識を得るための研修（11月）を行います。

8 健康入浴の推進

健康入浴の推進と交流の場である銭湯の活性化を図るため健康入浴モデル事業（9月）を実施します。

9 飲食店等健康増進等の普及支援事業

飲食店、旅館ホテル営業者のヘルシーメニュー推進、受動喫煙防止対策推進及び外食における原産地表示推進等を支援のための講習会（11月）を開催します。

特別会計事業

○ 生衛業振興補助金事業

県の補助金を受けて、生衛業者の資質の向上、後継者の育成、地域福祉の増進、業界の活性化等を目的とした事業を各生衛組合と共催で実施します。

○ 標準営業約款登録推進事業

理容・美容・クリーニング・めん類・一般飲食店の約款登録の促進と消費者への制度の周知を図ります。

○ クリーニング師研修・業務従事者講習事業

知事の指定を受けて、クリーニング業法に定めるクリーニング師研修（9月30日）・業務従事者講習（10月14日）を行います。

○ 全国センター委託事業

委託を受けて生衛業の景況等調査、活性化調査、経営実態調査及び特相員等研修会（9月）を行います。

○ 県委託事業

国民生活金融公庫の一般貸し付けにかかる推薦書を交付します。

○ 生衛業活性化支援事業

新しい発想で各生衛組合、業界の活性化、組織率の向上等を目的とした取組みを立ち上げて支援します。

○ 「理容師美容師試験研修センター業務」の代行

理・美容師試験、管理理容師・美容師講習会、理・美容師免許の交付等の事務を代行します。

指導センターのホームページ

コンピュータで「経営自己診断」をしてみませんか

<http://www.seiei.or.jp/tottori/>

指導センターのホームページから全国センターの「生衛業経営自己診断システム」に接続してください。指導センター業務・各組合一覧等も掲載しています。

平成19年度 指導センター主要事業

「生衛業振興補助金事業計画」

まとまる

鳥取県から、「指導センターが生衛業の振興のために行う事業」を助成することによって衛生水準の維持向上及び業界の活性化を図ることを目的に補助金が交付されていますが今年度は330万円の予定です。

県の補助金交付要綱では次の事業が対象となっております。(生衛組合と共催する事業には指導センターは組合に負担事業費を負担します)

- ア 後継者の育成に資する事業
- イ 組合員の資質の向上に資する事業
- ウ 消費者サービスの向上に資する事業
- エ 組合員の持つ知識や技術等(施設の機能等)を生かすことで県民の生活衛生の向上や福祉の増進に資するとともに、生衛業を広くPRし振興につながる事業

指導センターは、センターの事業として補助金事業の適正な運営を審議する振興対策委員会の運営と広報紙「生活衛生とっとり」を7月と1月に発行します。

また、各生衛組合と共催する事業として右の表に示した事業を行います。

※6月20日開催の振興対策委員会で各組合提案の事業が審議され、「表」に示した事業が生衛業補助金事業として認められました。

総事業費は6,792千円。各組合の事業に対して指導センターは一定割合で負担事業費を負担することになります。

組合員の皆さんは各組合の事業に積極的に参画していただき、充実した成果が得られるようご協力をお願いします。

指導センターが生衛組合と共催して行う事業

ア 後継者の育成に資する事業

- 1 料理技術研修会の開催 (飲食4組合)
- 2 旅館経営者及び青年部研修会 (旅館ホテル組合)
- 3 技術研修会及び講習会の開催 (理容組合)
- 4 理容体験学習事業 (理容組合)
- 5 美容青年部活性化事業 (美容業組合)

イ 組合員の資質の向上に資する事業

- 1 組合員に対する研修・講習 (クリーニング組合)
- 2 鳥取県美容技術競技大会の開催 (美容業組合)
- 3 トップマスターブライン普及事業 (美容業組合)
- 4 理容技術等研修会の開催 (理容組合)
- 5 エステ講習会メイク講習会の開催 (美容業組合)

ウ 消費者サービスの向上に資する事業

- 1 ニューヘアスタイル普及事業 (理容組合)
- 2 消費者会員公式サイト設立 (旅館ホテル組合)
- 3 「あんぜん・あんしん銭湯」対策 (公浴業組合)

エ 福祉の増進、生衛業振興につなげる事業

- 1 福祉施設支援事業 (飲食4組合)
- 2 「食の技術・伝承育成」事業 (飲食4組合)
- 3 こども「にぎり寿司」体験 (飲食4組合)
- 4 健康管理支援事業 (公浴業組合)
- 5 クリーニングによる福祉支援 (クリーニング組合)



理容体験学習課外授業

健康入浴推進 ステップアップしてモデル事業へ

昨年度から「銭湯を地域の健康増進の拠点・活気ある銭湯事業」に取り組んでいます。健康入浴推進員養成を終えて、今年度は鳥取市で「健康入浴推進モデル事業」を実施します。

生活習慣病の予防と改善、健康に関する情報の提供、入浴に関する正しい知識の普及と実践的な指導等を内容とした事業を「健康入浴推進運営協議会」を設置して計画し実施する予定です。

活性化検討委員会による 生衛業活性化支援事業

組合の賛助金による事業として、「生衛業界の活性化、組合員のメリットアップ策、組織率の向上、消費者PR」など各組合から選出された委員で組織する活性化検討委員会の協議により計画・実施する事業で今年度も継続して行きます。

「はしご酒スタンプラリー」はこの事業の中に定着した感があり、今年秋には第4回が実施される予定です。検討委員会では組合員の皆さんの新しい発想による目的にあつような事業・取り組みの案を広く求めています。各組合を通してご提案ください。

環境配慮活動への取組み テス 種の取得を

環境に配慮した営業は生衛業者にとっても責務であるとして「県版環境管理システムⅢ種（テスⅢ種）を取得して環境改善活動に取組もう」と始めた事業は今年で5年目になります。

テスⅢ種の認定取得者は現在 189 名。特に理・美容所の取得者が 181 名で、各店にセンターがお願いした「環境配慮に関するパンフ」などを置いてお客さんへの環境情報発信をしてもらっており、これは県からも高く評価されております。

地球温暖化防止が世界の課題となり、「環境に配慮した生活を」ということは意識としてはあっても、具体的に確かな行動・活動として行くにはテスⅢ種の認定取得は大いに意義あることではないでしょうか。

認定取得に向けての学習会へはいつでもどこでも出かけて活動の輪を広げて行きたいと思えます。



飲食店健康増進等普及支援 講習会の開催

「ヘルシーメニューの推進、受動喫煙防止対策及び外食における原産地表示等推進」支援のための講習会を飲食店、旅館ホテル営業者を対象に開催します。県民の食生活に外食が大きな割合を占めていることから、生活習慣病の予防改善に関する食生活の情報、受動喫煙防止と禁煙・分煙対策取組み事例や融資制度などを紹介し、営業者の健康増進等への取組を支援しようとするものです。

昨年は、保健所長、県栄養士会長、中四国農政局担当官及び国金融資課長の諸氏を講師にお願いして中部地区で講習を行い好評でした。今年は東・西部地区での開催を予定しております。

クリーニング師研修・業務従事者講習の開催

鳥取県知事の指定を受けた全国指導センターからの委託事業として、例年実施しておりますクリーニング師研修・業務従事者講習を下記のとおり実施します。この研修・講習は、クリーニング業法でクリーニング師・従事者が3年に一度受講することが義務付けられているものです。

今年度から東・中・西部の順次開催を予定しており今年度は鳥取市での開催としました。開催地の受講対象者はもとより該当者全員の受講をお願いします。

なお、業務従事者講習については2型の通信制による講習を毎年行います。この2型は開催地区に関係なく行いますのでこの制度を活用し3年に一度の受講義務を果たしてください。

8月下旬に、受講対象者のあるクリーニング所の営業者の方へ開催案内を通知しますので、該当するクリーニング師の受講にご配慮いただくとともに、該当する従事者の受講方をお願いします。

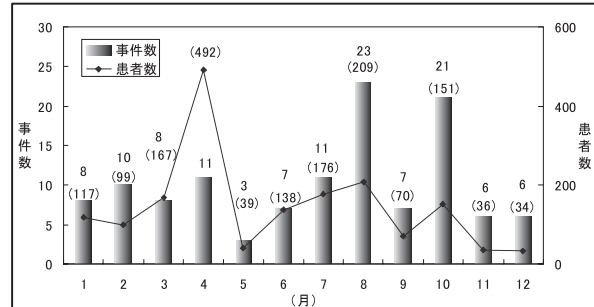
1型クリーニング師研修	1型業務従事者講習	2型業務従事者講習(通信制による)
日時 9月30日(日)	日時 10月14日(日)	受講申込受付期間 10月15日～31日
場所 県民ふれあい会館	場所 県民ふれあい会館	レポート提出期限 11月30日

食中毒を予防しよう！

鳥取県生活環境部くらしの安心推進課

◆今年も暑い夏がやってきます。夏といえば、「海」に「かき氷」に「花火」に…、そして忘れてはいけないのが『食中毒』です。(ただ、近年ではノロウイルス、きのこ、フグを原因とする食中毒など年間を通じての発生が見られますが…) 夏場に多い細菌による食中毒の予防を徹底しましょう！！

◆鳥取県では平成9年から18年までの10年間で、121件の食中毒が発生しています(表1)。月別では8月と10月に多く発生しています。8月はサルモネラ菌やブドウ球菌、腸内ピブリオなどの細菌を原因としたもの、10月は毒キノコによるものです。



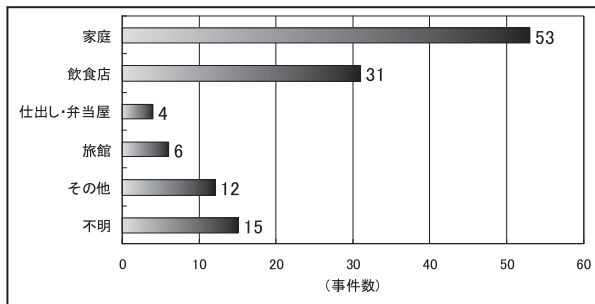
—夏場に食中毒が多く発生するのはなぜでしょうか。

気温が高くなると細菌が繁殖しやすくなるためです。

鳥取県では、最低気温が25℃以上で気温30℃以上が10時間以上続くと予想されるとき、「食中毒注意報」を発令し、県民のみなさんに注意を促しています。近年は特に夏の気温が高く、昨年は9回発令しました。

—どのような施設で食中毒が発生していますか

過去10年間の発生状況を見ると、意外と家庭が多く、全体の半数以上を占めており、飲食店などの営業施設全体を加えた数よりも多く起きています。(表2)



—家庭ではどのようなことに気をつけたらよいでしょうか。

家庭で気をつけることとしては、次の6つが挙げられます。

- ①食品を買うときは消費期限など表示を確認し、購入したらできるだけ早く持ち帰ること
- ②食べ物を保存する冷蔵庫・冷凍庫は詰めすぎないようにし、定期的に掃除をすること
- ③台所は片付けて常に広く使えるようにすること。また、使った調理器具はよく洗い、乾燥させてから保管すること
- ④調理するときは手をきれいに洗うこと。また食材は十分に熱を通し、調理前・調理後は室温に長く置かないようにすること
- ⑤清潔な手で、清潔な器具を使い、清潔な容器に盛りつけすること
- ⑥残った食品は適切な温度で保存し、できるだけ早く食べること。また、古くなったら思い切って捨てること

これらに注意することで、かなり食中毒を予防することができるでしょう。

—もし食中毒になってしまった場合、どのように対処したらよいでしょうか

食中毒は、時には死に至ることもあるので軽視は禁物です。

市販の薬に頼るのではなく、すぐに医療機関に行くことをお勧めします。

下痢は体内の細菌や毒素を体の外に出そうとするために起こるものです。このようなときに下痢止めを飲むとこえって逆効果になることがあります。

理容師美容師試験研修センターからのお知らせ

理容師・美容師国家試験の日程（第17回は予定）

事項	第16回	第17回	試験会場 ○実技試験 美容：鳥取県理容美容高等 専修学校 理容：鳥取県など8県を除く 39都道府県 ○筆記試験 兵庫、広島、大阪など全国 15会場	
受験願書等配布	終了	19年11月5日(月)		
受験願書受付期間	終了	19年12月10日(月) ↓ 19年12月14日(金)		
実技試験 実施日	美容師	19年7月23日(月)		20年2月4日(月)
	理容師	19年7月30日(月)		20年1月28日(月)
筆記試験実施日	19年9月2日(日)	20年3月2日(日)		
合格発表日	19年9月28日(金)	20年3月31日(月)		

※受験申し込みは、これまで同様に当支部で取り扱います。

管理理容師・管理美容師資格認定講習会について
鳥取県支部では、平成19年度は開催を予定していません。

<問合せ先> 理容師美容師試験研修センター鳥取県支部
〒680-0043 鳥取市大榎町 13-1 ☎ 0857-29-6086

理容所・美容所・クリーニング店・めん類飲食店・一般飲食店



厚生大臣認可
(標準営業約款・Sマーク)

安心と信頼の Sマークを店頭に

- 標準営業約款（Sマーク）は消費者が安心してお店の選択が出来る目安となるものです。
- Sマークを店頭に掲げ、お客様に安心(Safety) 衛生(Sanitation) 確かな技術(Standard) のお店であることを広くアピールしましょう。
- 登録については、生衛指導センターか理容・美容・クリーニング・飲食の各組合に問合せください。

Sマーク登録店には国民生活金融公庫の運転資金の貸付に特別利率が適用されます。

(基準利率が2.7~2.75%のところ2.1% 平成19年6月13日現在)



(めん類・一般飲食店店頭表示用ステッカー)

安心・信頼・いいお店 お店選びはSマーク！

生活衛生融資のご案内

生活衛生一般貸付

ご融資額 7,200万円以内（業種によっては、これを超えるお取り扱いもあります。）
ご返済期間 13年以内（うら元金据置期間1年以内）
ご融資利率 [基準金利] 2.7%~2.95% [特利C] 1.6%~1.95%（平成19年6月13日現在）
（注）原則として、県知事の「推薦書」必要であり（勅鳥取県生活衛生営業指導センターがお取扱い窓口となっております。）

生活衛生振興事業貸付（生活衛生同業組合の組合員の方）

〔設備資金〕 ご融資額 1億5,000万円以内（業種によっては、これを超えるお取り扱いもあります。）
ご返済期間 18年以内（うち元金据置期間2年以内）
ご融資利率 [特利C] = 1.6%~2.05%隣和2.7%~3.0%（平成19年6月13日現在）
〔運転資金〕 ご融資額 5,700万円以内
ご返済期間 7年以内（うら元金据置期間1年以内）
ご融資利率 [基準金利] 2.7%~2.75%（平成19年6月13日現在）
（注）生活衛生同業組合理事長の「振興事業に係る資金証明書」必要となります。各組合事務局にご相談ください。
「借入申込書」に添付していただく書類は公庫「融資ご相談窓口」にお問合せください。

生活衛生改善貸付（生活衛生同業組合の組合員の方）

常時使用する従業員5人以下の方で、生活衛生同業組合理事長の推薦を受けた営業者が利用できます。
〔設備資金〕 ご融資額 550万円のほか別枠で450万円
ご返済期間 7年以内（うち元金据置期間6カ月以内）
ご融資利率 24%（平成19年6月13日現在）

◎お問い合わせ先◎

国民生活金融公庫鳥取支店 鳥取市永楽温泉町251 TEL 0857-22-3156
国民生活金融公庫米子支店 米子市角盤町2丁目101 TEL 0859-34-5821

同業者に組合への加入を呼びかけましょう

組合員のメリットをPRし、組織強化と
業界の発展のため組合加入を呼びかけよう

- ・有利な生活衛生融資が受けられる。
- ・研修・講習会に参加して知識の習得と情報交換ができる。
- ・機関紙などにより業界の動き、融資や税制度の改正などの情報がいち早く得られる。
- ・組合の福利厚生・共済制度が利用できる。
- ・カラオケ著作権料の優遇措置が受けられる。



人事異動

くらしの安心推進課

課長補佐 吉井 美和子
食の安全・衛生係長 平木 尚一郎

生活衛生指導センター

次長兼経営指導員 福田 明彦
経営指導員（新任） 高野 守弘
（次長兼経営指導員 退職） 谷村 壽昭

東部総合事務所生活環境局

環境・循環推進課長 伊井野 孝一（前任 広瀬 浩一）
生活安全課長 山口 博（前任 宮内 勇幸）

中部総合事務所生活環境局

環境衛生係長 伊藤 ちとせ（前任 田中 寿寛）

西部総合事務所生活環境局

生活安全課長 丸山 栄人（前任 神波 健）

日野総合事務所福祉保健局

保健衛生課長補佐 阿部 信（前任 田倉 恭一）